様式第２－２号

　 　　 年 月 日

加 古 川 市 長　様

　　　浄化槽設置者 住所

氏名(自署)

今般、加古川市 において浄化槽を設置するに当たり、『建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)』に基づく人員算定による兵庫県の基準では、住宅の延べ面積が200㎡を超え、また、台所及び浴室が２カ所あることにより処理対象人員が10人となり、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

　このため、同基準のただし書きの適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が７人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事情の変化等によっては、浄化槽を自らの責任において埋め替える必要が生じる場合があることも十分理解した上で、下記記載事項並びに関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| １　当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って、１日当たりの最大水道使用量が |  |
| １,４００ﾘｯﾄﾙを超えることとなる人員が居住することはありません。 |  |
|  |  |
| ２　浄化槽法に基づく、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置 |  |
| する者の義務であり、本規定を遵守することにより、生活環境を保全します。 |  |
|  |  |
| ３　前記１の項に相違する事態となった場合、並びに定期検査または市長が行う検査の |  |
| 結果が「不適正」と判定された場合は、浄化槽の埋め替えを行うなど、市の指導に従 |  |
| い、責任を持って速やかに改善措置を講じます。 |  |
|  |  |
| ４ その他、市長が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善 |  |
| 措置を講じます。 |  |
|  |  |
| ５　浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ。）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者 |  |
| に対し、責任を持って上記事項を承継します。 |  |
|  |  |

（７人槽用)